

○内閣府令第五十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

「第七章 企業会計の基準の

目次中「第七章 企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）」を 第一節 指定国際会計基

特例

準（第九十三条・第九十三条の二）に改める。

第九十四条・第九十四条の二）

第一条第一項中「において当該指定国際会計基準」を「若しくは第九十四条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この項及び第一条の三第二号において同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、「満たすもの」の下に「（第九十四条において「特定団体」という。）」を加える。

第一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（適用の特例）」を付し、同条中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「第七章」を「第七章第一節」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一条の三 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及

び作成方法は、第七章第二節の定めるところによることができる。

一 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二 修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第九十三条の見出しを「(指定国際会計基準に係る特例)」に改め、同条中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「次条」を「次条及び第九十四条」に、「同条」を「次条」に改め、第七章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 指定国際会計基準

第九十四条の見出しを「(指定国際会計基準に関する注記)」に改め、同条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、同条を第九十三条の二とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 修正国際基準

(修正国際基準に係る特例)

第九十四条 修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準(特定団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。)に従うことができる。

(修正国際基準に関する注記)

第九十四条の二 修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨
- 二 修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

様式第一号記載上の注意8.(2)中「又は当期末利益若しくは当期末損失」を「、当期末利益若しくは当期末純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失」に改める。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

「第六章 企業会計の基準の特

目次中「第六章 企業会計の基準の特例(第八十七条・第八十八条)」を 第一節 指定国際会計基

第二節 修正国際基準(

例

準(第八十七条・第八十七条の二) に改める。

第八十八条・第八十八条の二) 「

第一条第一項中「において指定国際会計基準」を「若しくは第八十八条の規定により修正国際基準(連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。)」により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準」に改める。

第一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(適用の特例)」を付し、同条各号列記以外の

部分中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「第六章」を「第六章第一節」に改め、同条第一号イ中「に限る」の下に「。次条第一号イにおいて同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の三 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第二節の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する半期報告書において、中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二 修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第八十七条の見出しを「(指定国際会計基準に係る特例)」に改め、同条中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 指定国際会計基準

第八十八条の見出しを「(指定国際会計基準に関する注記)」に改め、同条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、同条を第八十七条の二とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 修正国際基準

(修正国際基準に係る特例)

第八十八条 修正国際基準特定会社が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができる。

(修正国際基準に関する注記)

第八十八条の二 修正国際基準に準拠して作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなけ

ればならない。

一 修正国際基準に準拠して中間連結財務諸表を作成している旨

二 修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

様式第一号記載上の注意5.(2)中「又は中間総利益若しくは中間総損失」を「、中間総利益若しくは中間総損失又は親会社株主に帰属する中間総利益若しくは親会社株主に帰属する中間総損失」に改める。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

「第六章 企業会計の基準の

目次中「第六章 企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）」を 第一節 指定国際会計基

第二節 修正国際基準（

特例

準（第九十三条・第九十三条の二）に改める。

第九十四条・第九十四条の二」

第一条第一項中「において指定国際会計基準」を「若しくは第九十四条の規定により修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準」に改める。

第一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（適用の特例）」を付し、同条各号列記以外の部分中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「第六章」を「第六章第一節」に改め、同条第一号イ中「に限る」の下に「。次条第一号イにおいて同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の三 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第二節の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項

の規定に基づき提出した有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二 修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第九十三条の見出しを「(指定国際会計基準に係る特例)」に改め、同条中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 指定国際会計基準

第九十四条の見出しを「(指定国際会計基準に関する注記)」に改め、同条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、同条を第九十三条の二とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 修正国際基準

(修正国際基準に係る特例)

第九十四条 修正国際基準特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができる。

(修正国際基準に関する注記)

第九十四条の二 修正国際基準に準拠して作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならぬ。

- 一 修正国際基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨
- 二 修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第四条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の二中「第九十三条」の下に「又は第九十四条」を加える。

第四条第二項中「同じ。」の下に「若しくは修正国際基準(連結財務諸表規則第九十四条に規定する

修正国際基準をいう。以下この条において同じ。」を加え、同条に次の三項を加える。

22 監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

23 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第一条の二の二(見出しを含む。)中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第八章の章名中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第二百二十九条(見出しを含む。)及び第三百三十条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第六条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第一条の二中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第六章の章名中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第七十四条（見出しを含む。）及び第七十五条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第七条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第一条の二中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第六章の章名中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

第八十三条（見出しを含む。）及び第八十四条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改める。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第八条 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年

内閣府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「場合及び」を「場合又は」に改める。

第二十一条第一項中「特定会社及び」を「指定国際会計基準特定会社又は」に改める。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第九条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意⁽²⁵⁾ a 中「特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。

以下この様式において同じ。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。))や「指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)又は修正国際基準(連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(同条の規定により修正

国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。) 」とある。「記載した場合」の次に「又は(18)のiにより修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合」やある。「により要約連結財務諸表を作成した場合」や「又はfにより要約連結財務諸表を作成したとき」がある。「に基づく主要な経営指標等」の次に「又はこれらに相当する指標等」やある。⑫の次に「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」やある。⑬の次に「特定会社が」やある。「にあつては、四半期連結貸借対照表」や「又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合(四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)にあつては、四半期連結貸借対照表」は「にあつては、中間連結貸借対照表」や「又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合(中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)にあつては、中間連結貸借対照表」は「により連結財務諸表」や「又は修正国際基準により連結財務諸表」がある。⑭の次に「。d」の次に「、e及びf」やある。「ただし、」や「ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計

年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において」を「要請されている用語、様式及び作成方法」を「(e及びfにおいて「米国基準」という。)」を「いう。)が」を「いう。)が、」を「(30)を」を「いう。」

- d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 d において同じ。）を（60）の a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその

直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合

e 修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

f 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合

には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 f において同じ。）を（60）の a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）又は指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前の連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

第11号様式記載上の注(59)を次のように改める。

- b 指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第11号様式記載上の注(59)を「特定会社」を「提出会社」と改め、同記載上の注(59)を次のように改める。

- f 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

また、連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

第11号様式記載上の注釈(60) a 中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注釈(60) b 中「又は指定国際会計基準」を「、指定国際会計基準又は修正国際基準」と改め、「（指定国際会計基準）の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注釈(62) 中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注釈(64) 中「作成した場合に」を「作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも」と改め、同記載上の注釈(65) 中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意(84-2) の次に次のように加える。

(84-3) 修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であつて、修正国際基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表

を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第114条第11項第4号の2「提出会社が特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、」及び「作成した場合」並びに「又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合」及び「又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合」及び「特定会社であって、」及び「作成した場合」並びに「又は中間連結財務諸表を作成し
ておらず、かつ」

第114条第11項第4号の2「特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。）が」及び「場合」という。）」並びに「又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）」

同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)」や「に係る連結財務諸表」を意味する「又は(18)のiにより修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表」を意味する「指定国際会計基準」を意味する「又は修正国際基準」を意味する「最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した」や「連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成した場合の」を意味する「主要な項目との差異」や「これらに相当する項目との差異」を意味する「概算額等」を意味する「。dにおいて同じ。」を意味する「四半期連結財務諸表規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条又は四半期連結財務諸表規則附則第4条第1項」や「指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項」を意味する「により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が」や「(c、d及びeにおいて「米国基準」という。)により連結財務諸表を作成した提出会社が、」を意味する「に係る四半期連結財務諸表

により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

- e 提出会社が第1四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（dの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。）を第二号様式記載上の注意（60）のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に關する事項を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(7) a 中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意(18) b を次のように改める。

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(18) d 中「特定会社」を「提出会社」と、「作成した場合」を「作成したとき」に改め、第四号の三様式記載上の注意(18) e を次のように改める。

e 提出会社が特定事業会社であつて、(30)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(18)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(18) d 中「特定会社」を「連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際

会計基準特定会社」に改め、「除く。）」の次に「、修正国際基準又は米国基準」を挿入し、「初めて」を削り、同記載上の注意⁽¹⁸⁾に次のように加える。

- i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（19）から（24）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

第四号の三様式記載上の注意⁽¹⁹⁾中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を挿入し、同記載上の注意⁽³⁶⁾の次に次のように加える。

- (37) 修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であつて、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

細則第10条第1項第1号の注(15)及び「特定会社（中間連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が」並びに「に限る。以下この様式において同じ。）」の注(16)「又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）」並びに「指定国際会計基準」の注(17)及び「又は修正国際基準」並びに「指定国際会計基準」の注(24)を次のように改める。

- c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意⁽²⁴⁾d中「特定会社」を「提出会社」と、「作成した場合」を「作成したとき」に改め、同記載上の注意⁽²⁵⁾a中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意⁽²⁵⁾b中「又は指定国際会計基準」を「、指定国際会計基準又は修正国際基準」に改め、同記載上の注意⁽⁴³⁾の次に次のように加える。

(43-2) 修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であつて、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の修正をしたときは、半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第二号中「その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行」を削り、同条に次

の二号を加える。

三 修正国際基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に
取り扱われているもの

四 外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に
取り扱われているもの

第三十八条の四第二号中「その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行」を削り、同条に次の二号を加える。

三 修正国際基準において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に
取り扱われているもの

四 外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に
取り扱われているもの

別紙様式第十三号注意事項3(2)中「抄をいう。」の次に「(3)及び(4)において同じ。」を加え、同注

通則第33条第③号「関連会社等」の次に「（関係会社のうち、親会社又は子会社のいずれにも該当しないものをいう。）」を加え、同法第34条第④号「親会社、子会社、関連会社等」を「関係会社」と改め、「連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び」の次に「連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに」を、「連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）」の次に「又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められるこれらの書類に相当するもの」を加える。

同法第17条第3号第④、⑤及び⑥号「指定国際会計基準等」を「指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行」と改め、同法第17条第⑦号、同法第45条第⑤号「指定国際会計基準等」を「指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行」と改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五十条の四第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第十二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十三条の五第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第十三条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の九第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社の

うち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

（銀行法施行規則の一部改正）

第十四条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十一第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第五条第一号において「新連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、なお従前の例による。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号の改正規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号の改正規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(以下この条において「新監査証明府令」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 新監査証明府令第一条第十一号の二 平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を連結財務諸表提出会社が新連結財務諸表規則第九十三条又は第九十四条の規定により作成する場合に適用する。この場合において、新監査証明府令第一条第四号の規定の適用については、同号中「法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証

券報告書」とあるのは、「法第五条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項又は第二十四条の四の七第一項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は四半期報告書（第一・四半期報告書に限る。）とする。

二 新監査証明府令第四条第二項及び第二十二項 平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表の監査証明について適用する。

三 新監査証明府令第四条第二十三項 平成二十八年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の監査証明について適用する。

四 新監査証明府令第四条第二十四項 平成二十八年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表の監査証明について適用する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定による改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を

作成する場合に適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する場合については、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第九条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第二号様式（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。以下この項において同じ。）、第二号の六様式、第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第四号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の二様式、第二号の四様式及び第二号の六様式（新開示府令第二号の二様式、第二号の三様式、第二号の五様式、第二号の七様式、第七号の二様式、第七号の三様式、第七号の四様式、第十二号様式、第十二号の二様式及び第十五号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十八年三月三十

一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

2 新開示府令第三号様式の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第四号の三様式の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

4 新開示府令第五号様式（新開示府令第三号様式、第四号の三様式、第九号の三様式及び第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事

業年度に係る半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下この条において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）別紙様式第十三号の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十七号の三注意事項1(4)及び(6)の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3 新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十七号の三（注意事項1(4)及び(6)を除く。）の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了する事

業年度に係るものについては、なお従前の例による。